

英領西インド貿易とロンドン委託代理商業の成長

川 分 圭 子

1 はじめに

17世紀末から19世紀初頭にかけて、イギリスにとって最大の貿易相手地域は、非ヨーロッパ世界では英領西インドであった。数値的に見れば、18世紀を通して、イギリスから西インドへの輸出はイギリス総輸出額の1から2割、西インドからイギリスへの輸入は総輸入額の2から3割を占めていた。また、イギリスの再輸出中、西インド生産物の占める割合は3から4割にも達していた⁽¹⁾。

この西インド貿易の繁栄は人工的なものだった。それは、単に、植民地やプランテーションの生産・労働体制が人工的なものだったというだけではない。貿易体制そのものが、人工的な構造物だったのである。

英領西インドを含めた大西洋植民地は、数百以上にもわたって発布された航海法の諸規制によって、貿易活動を厳格に統制されていた⁽²⁾。これらの諸航海法が課した貿易統制は以下の5種にまとめることができる。第1に、植民地と本国間の貿易と植民地同士の貿易には、本国船あるいは植民地船の使用が強制された。第2に、特に本国にとって重要とされた植民地生産物(列挙品目)に関しては、植民地から外国や外国領への直接輸出が禁止され、本国へしか輸出できなかった。第3に、外国あるいは外国領から植民地への直接輸入も原則的に禁止され、本国を經由してのみ外国製品・生産物の輸入が許可された⁽³⁾。第4に、本国の製品・生産物と競合する物産の植民地における製造・生産⁽⁴⁾、本国向け輸出は⁽⁵⁾、本国の製造業利害保護のために、禁止されたり制限されるなどした。第5に、以上のような植民地経済統制の見返りとして、本国は列挙品目については外国産の本国への輸入を禁止したり高関税を課すなどして制限し、英領産に本国市場の独占を許していた⁽⁶⁾。

以上の航海法体制は、外交や経済情勢に応じて貿易品目や地域に関わる細部の変更を繰り返しながらも、その大枠は1651年法以降1849年の航海法全廃まで持続する。この間の本国・植民地間の貿易、そして本国を中継地とする植民地生産物の貿易の繁栄は、この貿易体制の意図に沿った成果であった。

それでは、こうした植民地貿易の繁栄は、イギリスの商人たちにどのような変化をもたらしただろうか。イギリスの大西洋貿易の興隆に関してこれまで言われてきたことに、大西洋沿岸のイギリス地方港の成長がある⁽⁷⁾。つまり、18世紀大西洋貿易が盛んになると、17世紀まで全イギリスの海外貿易の8割が集中していたロンドンの貿易港としての圧倒的優位は揺らぎ、大西洋に面した地方港の取引量が增大するのである⁽⁸⁾。これは確かに事実である。しかし、大西洋貿易は、ロンドンにとっても成長と発展への刺激であった。しかも、ロンドンに対し大西洋貿易が与えた効果は、単に貿易量の増大にとどまらなかった。大西洋貿易がもたらした大量の安定した商品取引は、商品販売・購入の代理業、貿易金融、海上保険仲介・引受といった貿易に関わる様々なサービス業の成長を生んだ。これらの業務はロンドンの貿易商が中心的に担当するようになり、19世紀以降ロンドンが金融保険業の世界的中心地に発展していく基盤を形成したのである。

商品販売・購入の代理業、貿易金融、海上保険仲介・引受といった貿易に関わるサービス業を総合的に担い、そのサービスに対する手数料を収入源とする商人を、委託代理商 Commission Merchant、彼らを通して商品売買を行う体制を委託販売システム Commission System と呼ぶ。委託販売は、商品の売り手から商品を買取るのではなく、商品をあずかり販売を代行する取引の方法であり、この方法自体は普遍的に存在するものである。例えば、ヨーロッパの商業都市の商人同士が互いに商品を委託し合って販売することは、中世以来常に行われていた⁽⁹⁾。また、遠隔地貿易では、しばしば若く資本力のない者が代理商となり、遠隔の販売地に赴き長期滞在して、業主から送付される商品の販売の代理を行うことが、一般的だった⁽¹⁰⁾。また、イギリス国内においても、地方の織り元が毛織物をロンドンのブラックウェル・ホール・ファクターに委託して、ロンドンの国内卸売商や海外貿易商への販売を代行させる方法が17世紀以降常態的であった⁽¹¹⁾。

しかし、18世紀に大西洋貿易において発達した委託販売システムは、対等の経済力や商業機能をもった都市間で行われたものではない点で最初の例とは異なり、また代理商が販売地に移動して販売するものでもなく、業主に直属しているのでもない点で2番目の例とも異なる。むしろ、中核地商人と周縁地域の生産者の関係、また中核地商人が海外への出荷をほぼ全面的に担当しているという意味で、3番目の例に最も類似する。ただ、イギリス地方とロンドンよりも、植民地と本国の方が、商品売買・銀行機能・保険調達のどの面においてもより大きな格差があった。

具体的には、この委託販売システムは次のようなものである。大西洋地域の植民地物産生産者(プランター)が、イギリス在住の委託代理商に生産物の販売を委託する。プランターは現地で生産物を船積みし、これの船荷証券・送り状を委託代理商に送付し、イギリスでの海上保険の調達を依頼する。委託代理商は海上保険を仲介し、それと前後して船は植民地から出航して、イギリスの諸港へ到着する。委託代理商は船荷証券を持って港に行き、船荷を受け取り、陸揚げ・通関手続きを行い、港湾にある倉庫に保管する。一方で、委託代理商は、国内やヨーロッパの商人から植民地物産に対する注文を受け取っているため、適宜船荷をこれらの顧客に販売する。販売後、代理商は売り上げを自己が管理するプランターの口座の貸し方につける。また、代理商は自

己の収入として委託販売の手数料、保険の仲介料等をこの口座の借り方につけ、売り上げから控除する。さらに、代理商は、港湾で先払いしている港湾使用料、倉庫使用料、陸揚げ・運搬など荷役費用、関税、通関費用等も、プランター口座の借り方につける。また、委託代理商は、プランターの必要とする食料・農機具・肥料その他様々な日常品を、プランターからの注文に応じて、買い付け、帰り荷として大西洋に返送していた。この代金も、プランターの口座の借り方につけられる。以上のシステムにおいては、商品の売り手である植民地の生産者も、イギリスの代理商も、また買い手であるヨーロッパ商人も移動しない。商品だけが空間移動するのである。

なお、プランターはほとんどの場合、船荷が実際売却され売り上げが得られる以前に、委託代理商から売り上げの一部の前払いを受ける。これは、委託荷見返り前貸しと呼ばれるもので、送り状の内容に基づいて予測される売り上げの半分から3分の2程度が前貸し限度額である。これらの前貸しは、その金額まで委託代理商に宛てて手形を振り出す形で行われる⁽¹²⁾。

以上の説明から解るように、このシステムは、植民地が海外との直接取引をほぼ禁止され生産物販売や必要品購入の能力に乏しかったこと、また海上保険仲介・引受業務や預金業務を担当する能力と資本力を持つ商人は本国側に存在したこと、さらにそもそも支払い手段である通貨が植民地では決定的に不足していたこと⁽¹³⁾、といった植民地独自の事情に合致したものであった。またこのシステムが成長・定着するに従って、以上の植民地の事情は固定化されたともいえよう。

植民地は、この委託販売システムを通して貿易に関わるあらゆるサービスを本国に依存するようになった。他方で、本国商人は、植民地生産物や植民地が必要とする物資の販売・購入の代行業務、銀行業務、保険業務という手数料ビジネスのチャンスを大量に獲得する。この結果、大西洋貿易と特に結びついた本国の貿易港の商人の多くが、自己勘定買いを放棄し、委託代理商に専門特化していったのである⁽¹⁴⁾。

ただし、このような委託代理商業の発達には、地方港に比べるとやはりロンドンに顕著であった。以下では、イギリスの委託代理商と西インドのプランター、ロンドンの委託代理商と地方の委託代理商、ロンドンの委託代理商とヨーロッパ商人の3つの取引関係を検討するが、そこで見えてくるのは、資金力と保険業務、そしてヨーロッパ向け販売能力におけるロンドンの優位である。プランターだけでなく地方商人もまた、資金や保険調達面で、またヨーロッパでのマーケティングにおいて、ロンドンに依存せざるを得なかった。こうして金融保険業・マーケティング業務における優位を確立したロンドン貿易商は、船荷が全くロンドンを経由しない貿易—地方港や植民地から直接ヨーロッパ諸港へ運ばれる場合や、第三国同士の貿易の場合—においても、これらの業務の提供によって手数料収入を獲得できる業務内容を構築した。このようなロンドン貿易商の業務内容の転換とその成功こそが、19世紀中葉以降のイギリス貿易外収支の成長に直接貢献していたのである。

2 イギリス委託代理商と西インド・プランター

事例1 ロンドン委託代理商とピニー家（ネヴィス）

最初の事例は、1760年代から80年代はじめにかけての、ロンドンの大手西インド商会マニング商会及びボディントン商会等と、ネヴィス島のプランター、ピニー家の場合である⁽¹⁵⁾。史料は、ブリストル大学所蔵のピニー文書によった⁽¹⁶⁾。これは、ほとんどが送信した通信の控え帳からなる文書であり、受信文書がわずかしかなかった⁽¹⁷⁾。また情報に十分な連続性がなく、おそらく欠落した文書が相当あると思われる。なお、ピニー家文書はほぼ1760年代から開始しており、それ以前については情報がない。また、1784年ピニー家の当主はイギリスに帰国し、ブリストルで西インド商会を自ら開業し地方商人となるため、これ以後の同家の営業内容については、第3章に記載した。

まず、植民地生産物の販売委託の状況を見る。表1上段は1763年単年の状況で、元史料は通信文書ではなく、控え帳に書き込まれていた計算書とそれについていた添え書きである⁽¹⁸⁾。計算書は「ネヴィス島の私の領地で造られた砂糖の計算書。私の経営代理人ウィリアム・コーカー氏の計算書から抜き出したもの。」と題されている。従って、これは、1763年1年の砂糖の生産・送付・委託状況が網羅されているものと考えられる。

一方表2は、1777-1783年の送信文書から、作成したものである⁽¹⁹⁾。

表1 1763年のピニー家（ネヴィス）のプランテーションからイギリスに委託された砂糖

日付	委託した砂糖	積載船	委託された代理商	販売の状況
3月29日	15hhd	Snow Warren	Coleman & Lucas, London	喪失
4月7日	10hhd	Prince Edward		39s/cwtで販売
5月18日	40hhd	Nevis Planter		
5月26日	15hhd	Matthew	James Laroche, Bristol	
6月23日	10hhd	Ruby		
	10hhd	Mixhead		
合計	100hhd			

1763年のピニー家（ネヴィス）のプランテーションの使用のために発注された品目の送り状

品目	数量
大豆	20hhd
エンドウ豆	10hhd
大桶	5
毛織物	350yard
織物	500yard
縄	20尋
ニシン	40 barrel
獣脂	1keg(小樽)
銅製 柄杓 容量 2 gallon	1

表2 ピニー家（ネヴィス）からロンドンへの生産物の販売委託 1777-1783年

年	日付	委託した商品	委託荷の所有者	受託者のロンドン代理商	積載船	保険の依頼状況	販売の状況
1777	5月7日	綿花2bale	Pinney	Manning	London Merchant	○	
		綿花2bale	Pinney	Manning	Thames	○	
		綿花5bale	Pinney	Manning	Clytes	○	10/23販売
1778	5月1日	砂糖15hhd	Pinney	Manning	Clytes	○	
1779	5月10日	砂糖10hhd	Pinney	Boddington	Exchange	○	
1779	5月24日	砂糖9hhd	John Browne	Boddington	Tobin	○	
1780	3月31日	砂糖10hhd	Pinney	Boddington	Exchange	○	11/16 55s 6d/cwtで販売(10hhdで402ポンド程度の売り上げ)
1780	7月31日	砂糖15hhd	Pinney	Boddington	Fame	○	
1781	1月31日	砂糖8hhd	Pinney	Boddington	Hope	○	
1782	5月28日	砂糖数hhd	Pinney	Manning	未積載	○	ロンドンあるいはオステンドのManning支社で販売の予定
1783	5月6日	砂糖10hhd	Pinney	Boddington	Charlotte	○	
		砂糖12hhd	Thomas Bridgewater	Boddington	Marther	○	

砂糖に関しては、表1からは、ピニー家がこの年総計80hhd（ホグスヘッド、大樽）をロンドンに、20hhdをブリストルに送付し、委託販売していたこと、また表2からは毎年少なくとも10前後～25hhdをロンドンに向けて出荷していたことが解る。1763年と比べ、1777-83年は単年度の砂糖量が少ないし、ブリストル宛の委託荷については情報が得られなかったが、これは通信文書自体や記載にかなり脱落があるせいだと思われる。もっとも、同時期はアメリカ独立戦争期であり、砂糖生産・送付量が少なくなっていたとも考えられなくはない。しかし、いずれにしても、おそらく大半をロンドンの特定少数の商会宛にまとめて委託していたようである。また、綿花については、情報が少ないが、おそらくマニング商会がその販売を専門としていたようであり、そこに集中的に委託されている。

さらに、大事なことは、これらの委託荷の海上保険である。18世紀末にはすでに海上保険の9割以上がロンドンのロイズを通して仲介されており、これらの委託荷の保険もロンドンでつける必要があった。表2記載の委託荷は、いずれも積載時に保険の注文が、ロンドンの委託代理商宛に出されている。保険額は1hhdあたり£12-18程度であった。砂糖価格はおよそ£1.5-2.5 (30-50s) /cwtであるので、砂糖1hhdは£21-36ほどであり、船荷の半額くらいを目途に保険をつけていたようである。ピニーが取り引きしたロンドンの委託代理商は全てこの保険の注文に応じているので、委託代理商業務の重要な任務の一つとして海上保険仲介業を行うことが定着した商慣習であったと考えられる⁽²⁰⁾。

次に、帰荷の注文を見る。序章で見たように、西インド植民地は航海法によって外国との直接取引を禁止され、また様々な物資の製造活動を制限されていたため、必要な物資のほとんどを本国から輸入する必要があった。そこでイギリスの委託代理商に必要な物資を発注することが普通であった。表1下段は、上段と同じ史料に基づくもので、「コーカー氏が私のプランテーションでの使用のために1763年に注文した品の送り状」と題されたものである。これについては、受注したロンドン代理商は不明である。表3は、表2と同じく、1777-1783年の送信文書に基づきまとめたものだが、一見して解るように、ボディングトン商会宛に発注されたものではなく、マニ

表3 ピニー家（ネヴィス）からロンドンへの注文品

年	注文日付	注文した帰り荷	依頼者	受注者	積載船
1777	?	品目不明 総額£318.19s 7d	Pinney	Manning	Guillaume
1777	?	品目不明	Mary Browne	Manning	注文のみ積載についての連絡史料なし
1778	6月18日	乾燥大豆5hhd	Pinney	Manning	
		エンドウ豆1hhd			
		パン1hhd			
		大麦1hhd			
		エン麦6 puncheon			
		小麦粉4lb			
		つぼがねGudgeon 3feetのもの			
鋼版 2枚					
1782	7月28日	追加注文として: インチボード(木材)・塗装用部材	Pinney	Manning	
1782	11月10日	食料品一般Provision・マルムシーワイン	Pinney	Manning	

ング商会のみが受注している。

これらの発注品の支払いは、受注者のロンドン代理商にこれまでに送付していた植民地生産物の売り上げにつけるか、あるいは、別なロンドン代理商宛の手形で決済されている。たとえば、ボディントン商会は表1、3に見るように、一度もこれら帰り荷の受注者とはなっていないが、支払いはしばしばボディントン商会宛に振り出された手形で行われる。

以上の表からは、ピニー家がロンドンの複数の委託代理商と同時並行的に取引を行っていたこと、どの委託代理商のサービスも大きな差はなかったが、会社によって綿花の販売が得意、あるいはプランテーションで必要とされる物資の購入の手際がよいなどの特徴があり、プランター側はそれぞれを使い分けていたのであることが確認される。

最後に、ボディントン商会とピニー家の間に特別に築かれていた取引関係として、プランテーションを担保とした貸付がある。1788-92年にかけて、ピニー家はネヴィス島のプランテーションを担保に、総計£10,488の手形をボディントン商会に振り出している。ボディントン商会はこれを全部引き受けているが、それと引き替えに、このプランテーションの生産する砂糖全ての独占的委託販売権を獲得している⁽²¹⁾。

なお、序章で見たように、通常の委託荷見返り前貸しの説明では、各委託荷の2分の1から3分の2が前貸しの限度であり、また前貸しの期間についても規定があるとされている。事例2のフィリップス商会のような当時の商会も、取引を開始するにあたって、そのような条件を明言している⁽²²⁾。しかし、ボディントン商会とピニー家といった長期的に続いた取引関係においては、実際には、個々の委託荷と前貸しの対応は曖昧化しているようである。委託代理商とプランターの間では、毎年一定期間にごく限られた種類の生産物が連続して輸送され販売されるという同型の単純な取引が繰り返されているため、両者に信頼関係があり、西インド生産物市況が悪化していない限り、基本原則はそれほど厳守されていなかったと思われる。また、ボディントン商会とピニー家の間には、委託荷を担保とした前貸しだけでなく、直接の貸付も行われていたので、両

者には単純な原則だけではコントロールできない重層的な債務債権関係が築かれていたといえる。

事例2 ジョージ・フィリップス商会とスカーレット家（ジャマイカ）

この事例では、ロンドンの委託代理商としてはジョージ・フィリップス商会、西インドのプランターとしてはスカーレット家を取り上げる。表4は、1802年に両者の間で行われた砂糖とラム酒の委託販売の状況を、フィリップス商会の通信文書からまとめたものである⁽²³⁾。フィリップス商会の通信文書もまた、送信した通信の控え帳のみが残され、受信された通信が残っていないため、情報不足の点がある。

表4からは、プランター側が4月から12月にかけて砂糖・ラム酒を西インドで船積み、ロンドンとリヴァプール、ブリストルに向けて発送していること、イギリスには2ヶ月以内ほどで到着していることがわかる。この1802年1年間で、スカーレット家は、フィリップス商会宛てに総額2万ポンド強の砂糖の委託を行っている。

ここで重要なことは、砂糖が地方港にも送られていることである。これらの砂糖は、フィリップス商会の代理人として行動する地方商人によって販売されたと思われる。同商会は、販売力の高さを保証するために、地方港にも販売網を持つ点を顧客に繰り返し述べている。このように、ロンドンだけでなく地方港でも販売できる体制をとることで、フィリップス商会は、各港の需給状況に対応可能にしていたと思われる。

これらの砂糖の売り上げは、ジョージ・フィリップス商会に預託された。またこの売り上げに宛てて、販売の前後に様々な支払いのために手形が振り出された。また、スカーレット家は委託した砂糖全てに関して海上保険をつけることを、ジョージ・フィリップス商会に依頼している。ジョージ・フィリップス商会の筆頭パートナー、ジョージ・フィリップスは、ロイズのメンバー

表4 スカーレット家がジョージ・フィリップス商会に委託した砂糖及びラム酒、1802年

船名	船荷	額 ポンド	出港地	目的地	船積み日	到着日
Perseverance	Sugar&Rum	200	ジャマイカ	リヴァプール	4月6日	?
Portsmouth	Sugar&Rum	2440	ジャマイカ	ロンドン	5月17日	?
Minerva	Sugar&Rum	400	ジャマイカ	ブリストル	5月17日	?
Watt	Sugar&Rum	2160	ジャマイカ	リヴァプール他	5/17-6/3	?
John	Sugar&Rum	2300	ジャマイカ	リヴァプール	5/17-6/3	?
Flora	Sugar&Rum	3525	ジャマイカ	ロンドン	5/17-6/18	8月5日以前
Augustus Caesar	Sugar	1200	ジャマイカ	ロンドン	5/17-6/18	8月5日以前
Grace	Sugar	2100	ジャマイカ	ロンドン	6/10-6/18	8月5日以前
Ardent	Sugar	400	ジャマイカ	ロンドン	6月18日	?
Richard	Sugar	580	ジャマイカ	ロンドン	7月7日	?
Martha Bra	Sugar	400	ジャマイカ	ブリストル	7月17日	?
Backhouse	Sugar	2500	ジャマイカ	ロンドン	8月30日	10月6日
Rio Nova	Sugar&Rum	2070	ジャマイカ	ロンドン	9月18日	10月6日
Princess Royal	Sugar&Rum	1220	ジャマイカ	ロンドン	10/3-12/3	?
合計		21495				

で、海上保険の仲介業者（ブローカー）であり、また引受人（アンダーライター）でもあった。スカーレットからの保険の依頼に対して、同商会はロイズを通して保険の調達を行っている。保険料の支払いもまた、砂糖売り上げの預託から引き落とされる形で、決済された。

また、史料中1件しか例を確認することができなかったが、フィリップス商会はスカーレット家に対し帰り荷の購入代行も行っていた。表4にも掲載のオーガストス・シーザー号は、フィリップス商会がスカーレット家の注文に応じて購入したオルガン、菓子類、ワイン、鉛、錫を復路で積載し、西インドに持ち帰っている。

最後に、スカーレット家が経営していたジャマイカの会社が奴隷を他の商社から購入する際、代金の手形がジョージ・フィリップス商会宛てに振り出されている。1802年6月28日、リヴァプールのウィリアム&S・ヒンド商会Wm. & S. Hinde Co.より、7月初旬アフリカから輸送し、西インドには12-1月に到着する予定の340人程度の黒人の代金の手形を引き受けるように、依頼が来ている。この手形の振出人は、スカーレット家がパートナーであったジャマイカのスカーレット&モウルトン商会Scarlett & Moultonであった。この会社は、おそらくスカーレット家だけでなくジャマイカの様々なプランターのために、奴隷購入その他の取引を行うため、開設されたものだったと考えられる。

確認しておくが、フィリップス商会のようなロンドンの西インド商会は黒人貿易は行っていないのが普通であり、プランターはこのようなロンドン商人に黒人購入自体を依頼することはなかった。また、フィリップス商会は、黒人貿易については本来は信用供与もしない方針であった。別な機会に、黒人購入代金の手形引受は金額が大きくまた信用期間も長いいため基本的にはしないと述べているからである。しかし、プランターの預金を預かる以上、上記のように、このような手形の引き受けを依頼されて、断れないケースもあったと考えられる。

以上、ロンドンの二つの委託代理商と西インド・プランターの関係を見てきた。イギリス地方の委託代理商とプランターの間をここで見ておくべきであるが、それは次章の事例に現れているので省略する。

3 ロンドン委託代理商とイギリス地方商人

事例 ボディントン商会とブリストルのピニー&トビン商会

前章の事例1のピニー家は、1784年に西インドを引きあげ、ブリストルで西インド商会を開業する。以下は、このブリストルの商会と、ロンドンのボディントン商会の関係をとり上げる⁽²⁴⁾。

ただ、確認しておきたいことは、ピニー家の当主ジョン・ピニーは帰国時西インドのプランテーションの一部を売却したが、一部は維持していることである。従って、ピニーはブリストル商人となった一方で、西インド・プランターであり続けた。ピニー家の所領が生産した砂糖は、1784年以降もロンドンの委託代理商、特にボディントン商会に集中して委託されていたが、他方

表5 西インド・プランターからピニー商会とボディントン商会へ行われた販売委託 1784-88年

年	日付	委託者	委託品	量	積載船名	目的地	受託者	備考
1784	5月13日	Symonds	砂糖	20hhd	Kent	London	Neave	船荷証券はBoddingtonに送付
	5月22日	John Pinney	砂糖	10hhd	Elison	London	Boddington	
	9月2日	John Pinney	砂糖	10hhd	Friendship	London	Boddington	
1785	5月22日	Symonds	砂糖	?	Boddington	London	Neave	船荷証券はBoddingtonに送付
	6月7日	Symonds	砂糖	6hhd以上	Kent	London	Neave	船荷証券はBoddingtonに送付
1786	7月21日	Walter Maynard	砂糖	15hhd	?	Bristol	Pinney	売り上げはBoddingtonに対する借金返済に使用
	9月4日	Williamson	砂糖	?	?	Bristol	Pinney	
	11月3日	Shaw	砂糖	10hhd	?	Bristol	Pinney	売り上げはBoddingtonに送付
1787	5月~8月	Webbe	砂糖	?	?	London	Boddington	
			砂糖	20hhd	?	Bristol	Pinney	11月51s/cwtで販売
1787	9月20日	Edward Brazier	砂糖	15hhd	Jenny	London	Boddington	最初はピニーが受託、ブリストル宛に送付する予定だったもの
		William Colhoun	砂糖	24hhd	Thomas	London	Boddington	
1788	7月23日	Edward Brazier	砂糖	10hhd	Brothers	London	Boddington	10月販売

表6 西インド・プランターからピニー商会とボディントン商会へ行われた販売委託 1789年

委託者	居住地	委託品	量	積載船名	目的地	受託者	船積み日	販売日
Edward Brazier	Nevis	砂糖	10hhd	Union Island	ブリストル	Pinney		5月11日
			5hhd	Tyson	ロンドン	Boddington	4月23日	
			15hhd	Perseverance	ロンドン	Boddington		8月3日
			20hhd	Edward	ブリストル	Pinney	6月27日	8月20日
William Colhoun	Nevis	砂糖	10hhd	Edward	ブリストル	Pinney		8月20日
Anthony Somersall	St. Kitts	砂糖	31hhd+22barrel	Union Island	ブリストル	Pinney		
		モラセス	14panchon	Union Island	ブリストル	Pinney		
Joshiah Maynard	Nevis	砂糖	7hhd	Union Island	ブリストル	Pinney		
Edward Brazier	Nevis	モラセス	5panchon	Perseverance	ロンドン	Boddington	8月3日以前	
Tobin	Nevis	砂糖	?	Perseverance	ロンドン	Boddington	8月3日以前	
Edward Brazier	Nevis	砂糖	10hhd	William & Elizabeth	ロンドン	Boddington	6月27日	
John Smith Budgen	Nevis	砂糖	10hhd	Pilgrim	ブリストル	Pinney		8月25日
Edward Huiiggins	Nevis	砂糖	5hhd	Edward	ブリストル	Pinney		
Mrs. Kicks	Nevis	砂糖	10hhd	Edward	ブリストル	Pinney		
Edward Brazier	Nevis	砂糖	2.5hhd	Nevis	ロンドン	Boddington		
Pinney	Nevis	砂糖	15hhd	Edward	ブリストル	Pinney	6月20日	
Thomas Caines	St. Kitts	モラセス	3panchon	Pilgrim	ブリストル	Pinney	6月22日	9/28 売り出し中
Joseph Richardson Herbert	Nevis	砂糖	30hhd	?	?			
John Hendrickson	Nevis	砂糖	5hhd	Edward	ブリストル	Pinney		
Michael Capin	Nevis	砂糖	5hhd	Nevis	ロンドン	Boddington	7月31日	
George Webbe	Nevis	砂糖	8hhd	Nevis	ロンドン	Boddington	7月31日	
John Hendrickson	Nevis	砂糖	1barrel	Edward	ブリストル	Pinney	6月20日	
William Colhoun	Nevis	砂糖	30hhd	Edward	ブリストル	Pinney		10/1 売り出し中
William Colhoun	Nevis	砂糖	?	Nevis	ロンドン	Boddington		
John Latoy	Nevis	砂糖	5hhd	?	?		6/22-8 1	
		砂糖	20barrel	?	?			
Robert Pemberson	Nevis	砂糖	5hhd	Edward	ブリストル	Pinney	7/16,24	10/1 売り出し中
William Jones	Nevis	砂糖	8hhd	Edward	ブリストル	Pinney	6月20日	10/1 売り出し中
		砂糖	10hhd	Nevis	ロンドン	Boddington	7月31日	10/1 陸揚げ中
Tobin	Nevis	砂糖	?	?	?		6/24,7/2	
Pinney	Nevis	砂糖	?	?	?		8/1, 8/11	
Edward Brazier	Nevis	砂糖	36hhd	?	?		?	

で、ブリストルのピニー&トビン商会自体にも委託されていた。

さて、ブリストル西インド商会としてのピニー&トビン商会の主な業務は、西インドに在住する他のプランターの砂糖を委託販売することであった。

表5は1784-1788年の通信文書に記載されていた、表6は1789年の通信文書に記載されていた砂糖の委託販売である。後者に比べ前者はかなり情報が少ないので、史料の通信文書自体に欠落が多いのではないかと考えられる。

両表とも、委託者にジョン・ピニー自身が混じっており、先に述べたように、彼自身プランターとして生産物を委託していたことが確認される。その他の委託者は、全てネヴィス島かセント・キッツ島のプランターである。このうちエドワード・ブレイザーやエドワード・ヒギンズは、

ピニーが帰英時に彼からプランテーションを購入した者であって、購入代金を未返済であったため⁽²⁵⁾、ピニー&トビン商会に生産物を優先的に委託し、売り上げからピニーに債務を支払っていく義務を負っていた。また、ジョン・サイモンズはピニーに大きな債務を持ち、やはり返済していく必要があった。

これらプランターとブリストルのピニー&トビン商会、ロンドンのボディントン商会との関係は、前章で見たものと同じであるといつてよい。

では、ピニー&トビン商会とボディントン商会の関係はどうか。当然ながら、ピニー&トビン商会はブリストル港、ボディントン商会はロンドン港で活動していたから、船荷の陸揚げ・通関・保管・販売の能力はそれぞれの地域に限定されていた。そこでピニー&トビン商会は、自己が受託したり受託する予定の商品をロンドン市場で販売したい場合は、ボディントン商会を利用した。両商会は常にそれぞれの市場の植民地生産物の価格を連絡したり、商品見本を送りあったりしており、このようにして互いの市況を確認し、その上で商品の輸送先を選択していた。またピニー&トビン商会は、一度プランターから受託した船荷をロンドンの委託代理商に再委託したり、あるいは最初から西インド・プランターにロンドンに生産する植民地物産の一部を委託する等を行っている。

従って、ピニー&トビン商会と取引のあったプランターたちの生産物は、①ピニー&トビン商会に委託し、ブリストルで販売されたもの、②ピニー&トビン商会に委託しブリストルで販売する予定だったが、後にロンドンで委託販売することに変更されたもの、③ピニー&トビン商会からロンドンの委託代理商を紹介され、それに委託され、ロンドンで販売されたもの、の3種あった。②の例には、表5の1787年9月20日のものが該当する。このように再委託する場合には、「当地（ブリストル）の他の人々は手数料の半分を彼らの口座の貸し方につける（当地の商人は、同様の条件でロンドンの友人たちのビジネスを引き受けている）」ことが商慣習であったようである⁽²⁶⁾。つまり、ブリストル代理商とロンドン代理商の間で、委託手数料を折半したのである。

表5に3つあるニーヴというロンドン商人宛委託荷は、③の例の一種である。ただし、これらの場合は、ニーヴが受託者だが、委託者がボディントン商会に債務をもっているという理由で、ピニー&トビン商会はボディントン商会に船荷証券を送付している。

ピニー家は、自分のプランテーションに関しても、また同様にボディントン商会と深いつながりを持つ他のプランターのプランテーションに関しても、そこが生産する砂糖の半分をボディントン商会に、半分をブリストルの自己の商会に送付する習慣だったようである。たとえば「コーカー氏は、我々の2隻の船それぞれに30hhdずつといういつもの量を確保できるほど十分な生産量がないと知らせてきた。彼は全部で50から55hhdしか期待できないという。（中略）彼はまた、サイモンズ氏の領地から60hhdを受け取り、30hhdをあなたに、また30hhdを我々の商会に委託することに同意している。」⁽²⁷⁾といった記述が通信文書にみられる。

次に、西インドへの帰り荷の購入におけるブリストル商人とロンドン商人の関係を見る。

帰り荷の購入はロンドンでもブリストルでも行われており、ピニー&トビン商会とボディントン

ン商会は互いに注文を出し合っている。ボディントン商会が発注しピニー&トビン商会が受注したのものとしては、ニシンが代表的である。1786年11月ニシンの大群がブリストル近海を訪れたため、その結果ピニー&トビン商会は自己の顧客のプランターのために、スコットランドやアイルランドへの発注をやめ、ブリストルでニシンを購入することとした。それに際し、ボディントン商会にも引き合いの手紙を出しており⁽²⁸⁾、これに対して翌年1月ボディントン商会は100バレルのニシンをセント・キッツ島に送るように発注している。その翌年には、セント・キッツ島に向けて140バレル、ネヴィス島には60バレルを発注している⁽²⁹⁾。

また、石灰(肥料)もロンドン側からブリストル側へ頻繁に注文されているものの一つである。1798年の例では、ボディントン商会はセント・キッツ島プランターより石灰の注文を受けた後、ピニー&トビン商会に発注している。ピニー&トビン商会は3日後には買付・船積を終了し、注文者のプランターとボディントン商会に送り状・船荷証券の原本とコピーをそれぞれ送付している⁽³⁰⁾。

逆に、ブリストル側からロンドン側に発注されたものは、多様であった。1例のみあげるが、1794年には、ピニー&トビン商会はネヴィス島プランターよりマスケット銃の注文を受けた後、4月10日にボディントン商会に発注している。同月26日にはボディントン商会は買付・船積を終了している。

以上、地方の西インド商会とロンドンの商会の関係を見てきた。両者の関係を考察して解るのは、委託販売の内容や方法においては、ロンドンも地方も同じであるということである。地方商人とロンドン商人が協力することのメリットは、互いに市況を連絡しあい、よりよい価格で販売できる市場を選択できることにあった。その点では、地方港、ロンドン港に上下の関係はなく、相互に依存した関係であった。

では、取り扱った商品の量はどうか。これについては、ボディントン商会の取扱量の全体が解らないのでボディントン商会とピニー&トビン商会の比較はできないが、フィリップス商会(前章事例2)と比べるとピニー&トビン商会の事業の規模はかなり小さいということが出来る。ボディントン商会に対してピニー家が築いた債務から判断しても、ロンドンの商会のほうが資金力が圧倒的に勝っていたことは確かであり、おそらく商売の規模も相当に異なっていたと思われる。

次に、海上保険についてはこの時期ほとんど記述がなく、ピニー&トビン商会がブリストルで保険をつけていたのか、それともロンドンに常に仲介を依頼していたのかは、ピニー家文書からは解らない。ただ、一般的な海上保険史上では、18世紀末にはイギリスの海上保険業の九割以上がロンドンのロイズに集中していたと理解されている。また、1814年に関してのみ残っているピニー家の受信文書には、ボディントン商会から受け取った手紙自体が数通残っている⁽³¹⁾。これにおいては、ボディントン商会の主たる役割は、ピニー&トビン商会の受託商品に対する海上保険をロイズで仲介することであった。従って、地方商人にとって、ロンドン委託代理商との結びつきは、やはり海上保険の調達の上で特別な意味をもっていたのではないかと思われる。

輸送に関しては、ピニーも船舶をもっており、またボディントン商会も当時はボディントン号以外は所有していなかったと考えられ、それほど両者のフライト確保能力に大差があったとは考えにくい。しかし、1784年10月ネヴィス島で植民地生産物を輸送するフライトが不足していたとき、ボディントン商会は帰り荷をまだ積載し終えていないトビン号をネヴィス島に送り返すことに同意している⁽³²⁾。トビン号自体はピニー側の所有船であったが、空荷で船を返すことはロンドンの商会にとっても不利なことであった。このような協力を仰ぐ点で、地方商人にとってロンドンの有力な商会と深いつながりをもっておくことは重要であったと推測できる。

送金や手形の決済といった銀行業務に関しては、全ての商会ができる限り密なネットワークを築いておく必要があったので、ロンドンと地方の商会は相互に依存しあっていたといえよう。もちろんロンドンで決済される手形の方がはるかに上回っていたと思われるが、上記のニシン・石灰といった必需品はブリストルでしばしば購入されており、ブリストルで決済する必要も多くあったからである。

以上、販売、輸送、保険、銀行業務といった面から、ロンドンと地方を比較してきた。この中では、おそらく保険仲介の点で、ロンドン商人の能力は、地方商人をもっとも上回っていたと思われる。しかしこの他に、ロンドンの商会が地方の商会に比べて勝っていたと思われる点がある。それは、ヨーロッパ市場への植民地物産の再輸出の能力である。それを次章で検証したい。

4 ロンドン委託代理商とヨーロッパ商人

事例1 フィリップス商会とドイツの植民地物産輸入商会

以下では、第2章の事例2のフィリップス商会とドイツの商会の間に行われた取引を取り上げる。まず、最初に、ハンブルクのキークヘファー商会Gustavus Kiekhoefer & Co.との関係を見る。両商会の間で1802年に交わされた通信文書の内容についてまとめたものが、表7である。左欄がキークヘファー商会からフィリップス商会への通信の内容であり⁽³³⁾、右欄がフィリップス商会からキークヘファー商会への通信の内容である。

両商会の取引はすべて植民地物産の売買で、キークヘファー商会側が注文者、フィリップス商会側が受注者である。つまり、ロンドンで植民地物産を購入し、ハンブルクへ再輸出するものである。ただし、植民地物産といっても、全てが英領西インドの生産物ではなく、中にはカナリー産の砂糖なども含まれている。また胡椒の取引も1件あったが、それはこの表から除外した。

これらの取引は、基本的にはキークヘファー商会の勘定で行われていた。表の中から1例をあげて、取引の様を確認してみる。8月31日、キークヘファー商会はジャマイカ産未精製糖を発注し、9月10日にフィリップス商会は受注する。フィリップス商会は17日には17hhdと1ティアース(40-50ガロン)を購入、テムズ号に船積し、送り状と船荷証券をキークヘファー商会に送っている。この船荷は10月5日までにハンブルクに到着し、販売も終了している。この船荷は、キークヘファー商会の勘定で購入され、同商会を被保険者として海上保険がフィリップス

表7 ジョージ・フィリップス商会とキークヘファー商会の取引 1802年

注文状況		受注状況	
1月5日		2月2日	コーヒー受注・希望買付価格では買付困難
1月8日	コーヒーの注文		
1月19日			
3月26日	40-50hhd カナリ産角砂糖の注文	4月6日	受注
		4月9日	20hhdカナリ産角砂糖買付
		4月13日	さらに20hhdカナリ産角砂糖買付
		4月16日	40hhdカナリ産角砂糖船積み通知・lv. 送付
		4月20日	40hhdカナリ産角砂糖B/L送付
5月18日	砂糖陸揚げ・品質に満足 再注文?		
5月21日	40hhdカナリ産角砂糖の販売の成功	5月25日	50hhd角砂糖買付
6月1日	50hhd砂糖についての問い合わせ	6月11日	砂糖船積み終了できず
		6月15日	53hhd(50の代わり)角砂糖船積み通知・lv. B/L送付
6月22日	53hhd砂糖販売の成功		
6月29日	オーシャン号到着連絡	6月22日	44hhd角砂糖(GP勘定)販売の委託・船積み通知・lv. B/L送付
7月6日	44hhd砂糖販売の成功	7月16日	販売の成功についての喜びの表明 砂糖の買付中・希望買付価格の低さ
		7月27日	買付中の精製糖について
		7月30日	買付中の精製糖について 買付不可能
7月27日	50hhd角砂糖58dの注文	8月3日	50hhd角砂糖58d受注・買付困難
		8月6日	50hhd角砂糖58d買付困難 角砂糖売り見本送付
		8月13日	50hhd角砂糖58d買付困難
8月10日	50hhd角砂糖58dキャンセル	8月20日	50hhd角砂糖58dキャンセル承諾
8月13日	角砂糖売り見本到着・品質の確認		
8月27日	上級Clayed Sugarあるいは角砂糖注文 共同勘定の申し込み	9月3日	受注 GP勘定での取引を行うこと承認
8月31日	砂糖見本についての意見 砂糖注文	9月10日	受注 1parcelジャマイカ産未精製糖買付中
		9月17日	17hhd+1tierceジャマイカ産未精製糖買付・船積み通知・lv. B/L送付 14hhd角砂糖58s買付・明日から船積み トリニダード・タバコの受注・希望買付価格の低さ
9月14日	44hhd砂糖の売り上げ計算書	9月24日	44hhd砂糖の売り上げ計算書受領
		9月28日	22hhd精製糖22sの船積み通知・lv. B/L送付
9月23日	17hhd+1tierceジャマイカ産未精製糖lv. B/L受領		
10月5日	17hhd+1tierceジャマイカ産未精製糖到着・販売 22hhd精製糖22s到着・販売		
		10月19日	上級角砂糖(GP勘定)58s船積み中・共同勘定の勧誘
		10月29日	20-30hhdジャマイカ産砂糖買付中 30hhdジャマイカ産砂糖(GP勘定)買付中
		11月5日	44hhd未精製糖買付・船積み通知・lv. B/L送付 30hhdジャマイカ産砂糖(GP勘定) 20hhd分のみB/L送付
11月9日	GP勘定砂糖のうち、2-3千ポンド分GK勘定にすることを希望 30-40hhdカナリ産角砂糖注文	11月9日	承認 受注・ただし購入困難
		11月12日	30hhdジャマイカ産砂糖(GP勘定) 残り10hhd分B/L送付 131hhdジャマイカ産未精製糖33-36.5d受注・買付・船積み中 14hhdカナリ産角砂糖65d受注 10hhd角砂糖63.5d受注
		11月16日	131hhdジャマイカ産未精製糖買付・船積み中 14hhdカナリ産角砂糖65d買付 10hhd角砂糖62d買付 上記3件に保険契約
		11月19日	131hhdジャマイカ産未精製糖 121hhdのみ船積み通知・lv. B/L送付 131hhdジャマイカ産未精製糖 残り10hhd船積み中
		11月23日	44hhd砂糖船積み通知・lv. 送付 131hhdジャマイカ産未精製糖 船積み通知・lv. 送付
		11月26日	131hhdジャマイカ産未精製糖 B/L送付
		12月3日	44hhd 未精製糖海損について
		12月21日	海損分の送金

表中のGP、GKはGeorge Philips商会とGustavus Kieckhoefer商会の略である。
lv.はInvoice (送り状)。
B/LはBill of Landing (船荷証券)。

商会の仲介でつけられている。フィリップス商会は、この取引で、ロンドンでの砂糖購入を代行したことに対する手数料と、海上保険仲介手数料を手に入れている。

ただし、フィリップス商会が自己勘定で商品を購入し、キークヘファー商会のほうが委託代理商として行動する場合もあった。たとえば、砂糖販売が好況だった6月、フィリップス商会は自己が購入した砂糖の販売をキークヘファー商会に依頼する。フィリップス商会は、6月22日に44hhdの角砂糖をオーシャン号に船積し、送り状と船荷証券をキークヘファー商会に送った。29日、キークヘファー側はハンブルクに無事オーシャン号が到着した旨をフィリップス商会に連絡、また、7月6日にはこの船荷の販売を終了した。このときの場合は、海上保険はフィリップス商会が自ら仲介してつけている。キークヘファー商会は、委託販売手数料を得たことになる。

また、表7には現れないがキークヘファー商会の代理人が自らイギリスを訪れ、地方を回って商品を買付けて、地方港からハンブルクに向けて送付する場合もあった。たとえば、この代理人はハルのテイラー商会Widow Taylor & sonから20-30hhdの角砂糖を購入し、ハル港から船積みさせ、出荷している。この場合には、フィリップス商会は買付の代行や販売の代行といった商品売買の代理業は行わない。しかし、輸出者のテイラー商会の手形の引受、またこの船荷に関する海上保険の仲介を行っている。

なお、フィリップス商会は、同様の植民地物産の取引を、他のドイツの商会との間でも行っている。ここには史料はあげないが、フィリップス商会は、ブレーメンのラングスWidow & Thomas Langs商会のために、砂糖とコーヒーをロンドンで代理購入し、海上保険をつけて、ブレーメンまで送付している。また、リヴァプールの商人リチャード&エイキン商会Richard & Aikinのコーヒーをハンブルクのカールス&マイヤー商会J. N. Kahrs & F. Mayerに送付するケースは、先に挙げたテイラー商会の例と同型の取引であり、同様に輸出者の地方商人の手形引受と、船荷の海上保険仲介を行っている⁽³⁴⁾。

事例2 フィリップス商会とフランスの植民地物産輸入商会

まず、パリのアルドウィン商会Hardouin Freresとの取引を見る。表8に両商会の発注・受注の状況をまとめる⁽³⁵⁾。

アルドウィン商会はまず2月20日サン・ドマング産の原綿を注文しているが、これは購入困難ということで、26日フィリップス商会はバーベイドス産を推奨している。これに対して3月9日返事が来るが、サン・ドマング産の注文の繰り返しにとどまりバーベイドス産での代替に関して解答がなかったため、フィリップス商会は再度返事を要求している。しかし、フィリップス商会は、返事を待っていると購入が間に合わないと考えたのか、アルドウィン商会からの承諾の返事以前に買付を行ってしまったようである。しかし、これについてその後、問題は発生しなかったようである。

アルドウィン商会は3月27日にも再度サン・ドマング産の原綿を発注し、フィリップス商会は今回は入手に成功し、4月13日に購入する。この3日後アルドウィン商会からキャンセルの

表8 フィリップス商会とアルドウィン商会の取引 1802年

日付	注文内容	日付	受注状況
2月20日	12-15baleサンドマング原綿 20-21d	2月26日	受注・注文実行は困難 バーベイドス産原綿での代替推薦
3月9日	上記の注文 繰り返し	3月16日	バーベイドス産での代替案に対する回答の要求
		3月19日	20baleバーベイドス産20d買付・船積み準備中
3月19日	砂糖買付注文		
3月20日	原綿品質の指示	3月26日	20baleバルバドス産20d船積み通知 lv. B/L送付
	30-40baleコト-ブルボン種 96d	3月30日	コト-受注
	3-4000lbコト-並仕上げ 85-9d		10樽マティンク砂糖買付・船積み通知
			8 bale Sucre Terre買付・船積み通知
3月27日	8-10,000lbハバナ産砂糖 40-48d	4月2日	ハバナ産砂糖受注・買付中
	6-10,000lbサンドマング産原綿18-21d		サンドマング産原綿受注・買付中
		4月6日	スリナム産コト-買付
			サンドマング産原綿受注・買付中
		4月9日	コト-船積み通知
			8 bale Sucre Terreのlv. B/L送付
			27baleのコト-のlv. B/L送付
		4月13日	60baleサンドマング産原綿20d買付
4月13日	サンドマング産原綿キャンセル	4月16日	キャンセルできなかったことのお詫び
4月17日	8 bale Sucre Terreのlv. B/L受領	4月20日	lv. B/L受領の確認
	27baleのコト-のlv. B/L受領		市況
4月24日	トバゴ産原綿の注文?	4月27日	60baleサンドマング産原綿船積み通知・lv. 送付
			トバゴ産原綿受注・買付中
		4月30日	60baleサンドマング産原綿B/L送付
		5月25日	砂糖 3種55-64.5d買付
5月4日	原綿注文? 原綿買い見本の送付	5月28日	原綿買い見本の品質について
		6月1日	イズミル産原綿売り見本送付
		6月4日	サンドマング産原綿売り見本送付
6月12日	イズミル産原綿売り見本受領	6月18日	イズミル産原綿受注・11bale買付
	12baleイズミル産原綿注文		
		6月29日	イズミル産原綿12bale 船積み通知・lv. B/L送付
7月7日	イズミル産原綿連続注文?	7月13日	ペルー産錫委託販売の依頼
		7月16日	206barペルー産錫委託販売の依頼
			イズミル産原綿買付中
		7月20日	206barペルー産錫船積み通知・lv. B/L送付
		8月27日	錫の早期販売の要請
		9月3日	錫販売終了の確認
9月11日	イズミル産原綿の注文	9月14日	イズミル産原綿受注・買付
10月30日	20-30baleイズミル産原綿 14d	11月5日	受注・希望買付価格低すぎて買付不可能
		11月9日	イズミル産原綿の買付まだできず
		12月31日	イズミル産原綿買付・lv.の送付

連絡が来るが（アルドウィン商会が通信を書いたのは13日）、すでに購入済みで発注は取り消せないということで、4月30日には船積みしてパリに送り出している。

この後、アルドウィン商会はトバゴ産原綿を注文したようであるが、これについては通信文書からの情報は明確ではない。アルドウィン商会は、どの生産地の原綿が自己の要求に適しているかについて、この前後から迷っていたらしい。5月4日には、原綿の買い見本をフィリップス商会に送付し、類似のものを探そう依頼している。これに対し、フィリップス商会は、イズミル産を推奨し、その売り見本を送付する。アルドウィン商会はこの見本に満足したらしく、見本を受け取った6月12日に即座にイズミル産原綿を発注し、その後も連続的に注文した。

この他、アルドウィン商会は、コーヒーや砂糖を数回にわたって発注する。これらのアルドウィン商会の注文も全てアルドウィン商会側の勘定で行われた。フィリップス商会は、キークヘファー商会の場合と同様、全ての取引に対して購入の代理サービスと、海上保険の仲介を行っている。

また逆にフィリップス商会がアルドウィン商会に受託したものとしてペルー産錫がある。フィリ

ップス商会はロンドンでこれを自己勘定で購入しアルドウィン商会に送ってパリで売らせている。

アルドウィン商会との取引において顕著なのは、英領西インド以外を生産地とするものの取引の多さである。特に原綿の場合、同商会は最初サン・ドマング産を何とか入手しようとしていたが、最後にはイズミル産に満足し、それを積極的に購入していくようになる。これは、おそらく、サン・ドマングの黒人反乱やイギリスによる占領などによって、フランス領西インドの大半が喪失されていったため、フランスの原綿商社は取り扱う商品の生産地を転換していく必要があったのだと考えられる。このような外国商社の要求に即座に応じて、多様な地域からの輸入品を供給する能力は、ロンドンの委託代理商ならではのものであったと思われる。イギリスの地方港は、特定の貿易地域・貿易品目に著しく依存していたからである。

このアルドウィン商会の他、アミアンのド・ブレF. De Bray商会とも、同様の取引が行われている。フィリップス商会は、この商会の注文に応じて、ロンドンからサン・ヴァレリ、カレー、ルーアン、ルアーブルに原綿、インディゴ、コーヒーを送付している。いずれの場合も、フィリップス商会は購入の代理と、海上保険の仲介のサービスを提供している。

また、事例1、2で見たのと同様の取引は、フィリップス商会とアムステルダム、ロッテルダム、アントワープといった低地地方の商会とも行われていた。商品は、ほとんどがコーヒーである。これらに対しても、フィリップス商会は、購入代理と海上保険仲介のサービスを提供している⁽³⁶⁾。

5 結論

以上、ロンドンの委託代理商と西インド・プランター、イギリス地方商人、ヨーロッパの商会の間に行われた西インド生産物の取引を考察してきた。

以上に検討してきた取引の基調をなしているのは、植民地→イギリス→ヨーロッパという、イギリスを通しての植民地物産再輸出である。この流れにおいて、ロンドンは、地方港よりも勝った役割を果たしているように思われる。その一つの理由は、古くからロンドンがヨーロッパ貿易の中心地だったことであり、ロンドンを通しての方がヨーロッパのより多くの地域にアクセス可能であったためと判断できる。次に、貿易金融や海上保険のサービス業もロンドンに集中していた。また、ヨーロッパ商人が求める植民地物産は、アルドウィン商会の原綿の注文から見てよく解るように、必ずしも特定植民地のものではなかった。同商会は、英領西インド産だけでなく、元フランス領西インド産、そしてレヴァント産にわたって、原綿を注文していたのであり、このような商会の買付の代理業を果たすためには、特定地域と結びついた地方商人よりも、ロンドンの方がはるかに適していた。

ロンドンの強さは、商品がロンドン港を通過せず、イギリス地方港からヨーロッパ諸港へ直行する場合に、最も明白に発揮されている。このような場合でも、ロンドンは手形引受・海上保険仲介のサービスを、提供している。

この事実は、その後のロンドンの発展にとって特に重要である。19世紀半ば以降、イギリス海外貿易全体におけるロンドン港のシェア自体は、低下していく。また、植民地を統制していた諸航海法が廃止され、植民地貿易はイギリスを経由することを強制されなくなった。こうして、イギリスとイギリス帝国の海外貿易全体からみれば、実際にロンドンに集散する物資の割合は、減少していく。しかし、そのときすでにロndonは、その港を通過しない物資の流れからも、様々な手数料収入を稼ぎ出すことができるようになっていた。イギリスの地方、ヨーロッパ諸都市、そしてさらに遠方の地域の貿易商会在、ロンドンの委託代理商（あるいはすでにマーチャント・バンカーと呼ばれ出した商会在）に口座を開き、そこで他地域間の貿易に関する送金や決済を行い、また、彼らに海上保険を依頼する体制が、大西洋貿易の経験を通してすでに成立していたからである。

付記 本稿は2000年度文部学科学省科学研究費補助金科学研究費の助成にもとづく成果の一部である。

註

- (1) 貿易統計については、Ralph Davis, *The Industrial Revolution and British Overseas Trade*, Leicester, 1979. B. R. Mitchell, *British Historical Statistics* Cambridge, 1990.によった。
- (2) Lawrence A. Harper, *The English Navigation Laws*, New York, 1939.巻末に航海法のリストがある。
- (3) 英領西インドと外国との直接交易の禁止には貿易品目、地域、時期によって細かな例外措置があった点を断っておきたい。戦時は、近隣の外国領西インドから食料等を輸入することが随時許可された。また砂糖・米・コーヒの輸出に関しては1739-1794年と1808年以降、フィニステレ岬以南のヨーロッパと英領西インドの直接交易はライセンスを取得すれば可能であったが、実際にはこの交易は盛んではなかった。それはすでに本国を通ず委託販売システムが定着していたためと、フランス領産の砂糖等がこれらのヨーロッパ市場においてイギリス産を凌駕していたためであるといわれている。Frank Wesley Pitman, *The Development of the British West Indies 1700-1763*, New Heaven, 1917, pp.161-2.
- (4) Oliver M. Dickerson, *The Navigation Acts and the American Revolution*, New York, 1951, pp. 44-49.
- (5) George Louis Beer, *The old Colonial System, 1660-1754*, London, 1912, vol. I, p.135.
- (6) Richard B. Sheridan, *Sugar and Slavery: an Economic History of the British West Indies, 1623-1775*, Baltimore, 1974, p.41. Frank Wesley Pitman, *op.cit.*, p.189. John Reeves, *A History of the Law of Shipping and Navigation*, Dublin, 1792.
- (7) G. C. Ramsay, *English Overseas Trade during the Centuries of Emergence. Studies in Some Modern Origins of the English-Speaking World*, London, 1957, p.161. L. D. Shwartz, *London in the Age of Industrialization: Entrepreneurs, Labour Force and Living Conditons, 1700-1850*, Cambridge, 1992. pp. 81-6.
- (8) ロンドン港の優位とそれに関する数値については、W. E. Minchniton ed., *The Growth of English Overseas Trade in the 17th and 18th Centuries*, London, 1969. T. S. Aston, "Introduction," in E. B. Schumpeter, *English Overseas Trade Statistics 1697-1808*, Oxford, 1960, pp. 9-10. C. J. French,

- "Crowded with Traders and a Great Commerce": London's Domination of English Overseas Trade, 1770-1775", *London Journal* 17 (19), 1992.によった。
- (9) James Steven Rogers, *The Early History of the Law of Bills and Notes. A study of the Origins of Anglo-American Commercial Law*, Cambridge, 1995, pp. 33-36では、委託販売と委託荷の売り上げに宛てて為替手形を振り出す習慣が13世紀以降ヨーロッパの商業都市間で行われたことを解説している。
- (10) 例えば、17-18世紀レヴァント貿易において採られたのがこの方法であり、現地代理商はfactorと呼ばれた。拙稿「ロンドン商人とイギリス海外貿易」、深沢克己編『国際商業』、ミネルヴァ書房、2002年5月、116-9頁。
- (11) Rogers, *op. cit.*, pp. 104-5. イギリス国内の委託販売システムについては、Ray B.Westerfield, *Middlemen in English Business. Particularly between 1660 and 1760*, reprint, New York: 1968, pp. 279-281, 296-302. (1st published New Haven, 1915.)
- (12) 委託荷見返り前貸しについては徳永正二郎「委託荷見返前貸制度とFactory Acts - 19世紀英国貿易決済制度の検討 (1) -」『西南学院大学商学論集』20 (1), 1973年。「委託荷見返前貸制度と1830年代英米間貿易・決済機構 - 19世紀英国貿易決済制度の検討 (2) -」『西南学院大学商学論集』20 (3), 1973年。「マーチャント・バンカーと荷為替信用制度 - c.i.f.売買 (貿易慣習) の生成と関連して -」『西南学院大学商学論集』21 (3), 1974年。
- (13) 植民地の通貨不足についてはJohn J. McCusker, *Money and Exchange in Europe and America 1600-1775. A Handbook*, Chapel Hill, 1978, pp. 234-5.
- (14) 以下の拙稿で、イギリス商人がいつどのような貿易において委託代理商化したかについてはNorman Sydney Buckの説に従い、後進地域からの輸入の場合は18世紀末からとした。「産業革命期から19世紀前半におけるイギリス貿易商の業務内容の変遷」『京都府立大学学術報告 人文・社会』51号, 1999年。しかし、以下の研究では英領西インドとイギリス間の貿易に関する委託販売システムは17世紀後半にはその原型が存在していたと述べられている。Davies, K. G., "The Origins of the Commission System in the West India Trade," *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th ser., vol. 52, 1952.ただし大規模な形での定着はやはり18世紀後半とするのが、正しいように思われる。
- (15) Pinney家については註(16)の史料を使った重要なモノグラフとしてRichard Pares, *A West-India Fortune*, London, 1950がある。
- (16) Pinney Letter Book No.1-21, Pinney & Tobin Letter Book No.37-42, Pinney West Indies Document, Pinney Papers, Library of Bristol University. Letter Bookが送信文書の控え帳。そのうち前者は私的通信文書、後者は会社の営業文書であるが、前者はピニーのプランテーション経営に関わる情報が多い。
- (17) 前註のPinney West Indies Documentは雑多な文書を入れた数個の箱からなる。このうちWest Indies I, 1813-4という箱内のみ受信文書が残されている。
- (18) Pinney Letter Book No.3.
- (19) Pinney Letter Book No. 4, 5.
- (20) 拙稿「近代イギリスの委託代理商 - ジョージ・フィリップスと海上保険営業 -」『経営史学』(経営史学会) 36巻2号, 2001年で、海上保険業務を担当し得たことをフィリップス商会の特色としたが、その後ピニー家文書を読んだ結果、海上保険仲介はロンドンの委託代理商のむしろ必須業務であったのではないかと考えている。
- (21) *Ibid.*, pp.175-8, 367.
- (22) 拙稿「近代イギリスの委託代理商」5頁。
- (23) Business Records and Account Books of George Philips & Co., CR456/28-50, Warwickshire County Record Office.史料と同商会については拙稿「近代イギリスの委託代理商」。

- (24) ボディントン家とその文書については、拙稿「ロンドン商人とイギリス海外貿易」。ただし本稿の調査は全てピニー家文書による。
- (25) Pares, op.cit., p.244.
- (26) Pinney & Tobin Letter Book No.37.
- (27) 1788年6月29日。Pinney Letter Book No.8.
- (28) 11月20日。Pinney & Tobin Letter Book No.37.
- (29) 1787年1月2日, 1788年1月9日。Pinney & Tobin Letter Book No.37.
- (30) 1798年9月10日。Pinney & Tobin Letter Book No.40.
- (31) Pinney, West Indies I, 1813-4.
- (32) 1784年10月25日。Pinney & Tobin Letter Book No.37.
- (33) 先に述べたように、フィリップス商会文書には受信した通信は保存されていない。しかし、ほとんどの送信書簡の冒頭に、受信した書簡の日付・内容が要約されている。表7の左欄はこれによって作成した。
- (34) 他のドイツ商会との取引については拙稿「近代イギリスの委託代理商」14-17頁の表を参考にされたい。
- (35) 同商会とフィリップス商会の取引についても上記の注と同様の手続きで表を作成した。
- (36) フランスの他商会, オランダの商会との取引についても拙稿「近代イギリスの委託代理商」14-17頁。

(2005年10月3日受理)

(かわわけ けいこ 文学部助教授)